

史跡仙台郡山官衙遺跡群の追加指定について

文部科学省文化審議会は6月16日（金）に、郡山遺跡の一部を「仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡」として、史跡に追加指定するよう、文部科学大臣に答申しました。

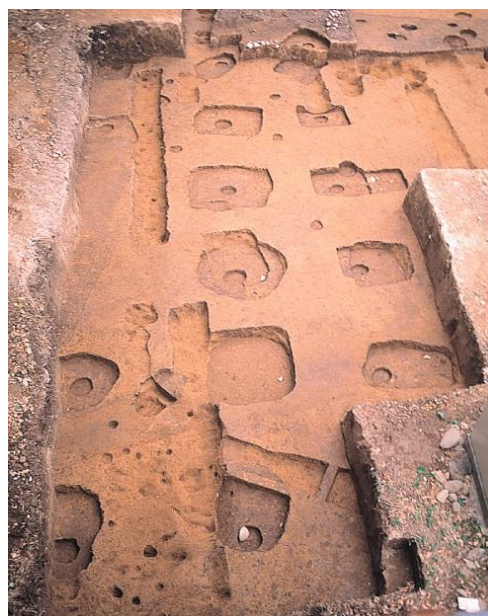
1 史跡の概要

- (1) 指定名称 仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡（せんだいこおりやまかんがいせきぐん こおりやまかんがいせき こおりやまはいじあと）
- (2) 時代 飛鳥～奈良時代
- (3) 所在地 仙台市太白区郡山
- (4) 内容

東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡から成る遺跡群。7世紀半ば大化改新のころに成立し、奈良時代前半に造営される多賀城の成立期前後まで営まれた。今回、条件が整ったⅡ期官衙中枢部の北東部の一角を追加指定する。



追加指定予定地 建物跡



既指定地 正殿跡

2 仙台郡山官衙遺跡群の史跡指定状況

平成18年7月28日に史跡指定されたのち、平成19年7月26日・平成23年2月7日に追加指定された結果、44,688.98平方メートルが史跡指定されています。今回は新たに303.26平方メートルが追加指定されます。

裏面につづく

【参考】 平成18年7月28日に史跡指定された際の指定理由

宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる遺跡群である。遺跡群は7世紀半ば大化改新のころに成立し、奈良時代前半に造営される多賀城の成立期前後まで営まれていた。7世紀末ころに全面的に改修され、改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっており、「Ⅰ期官衙」と「Ⅱ期官衙」と称されている。

Ⅰ期官衙は東西約300m、南北約600mの規模をもち、官衙全体の方位が東に大きく振れる。このなかに堀で区画された中枢部や、倉庫群、雑舎群などが配置される。

Ⅱ期官衙は方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもつ。この南側に郡山廃寺跡が計画的に配置される。南辺に門、南西隅と西辺上には櫓状建物が確認される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される大型建物があり、その北に石敷き・方形石組池・石組溝などの特徴的な遺構からなる空間がある。郡山廃寺跡は講堂・金堂・塔・僧坊などの存在が推定される。

大化改新の後には日本海側の越国に淳足柵・磐舟柵が造営されており、これとほぼ同時に成立した本遺跡は、規模・構造・経営年代からみて太平洋側の陸奥における城柵で多賀城の前身施設と考えられる。古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重である。